

2018年度 セクシュアルハラスメント講座

# ストップ！ ザ・セクシュアルハラスメント！

## ～職場でのセクハラ根絶に向けて～

### 講師



原田・川原法律事務所  
弁護士

かわはら ひでのり  
川原 秀範 さん

セクシュアルハラスメント(以下、セクハラという)は性に対する暴力の一形態であり、明らかな人権侵害行為です。

経済分野における女性活躍が求められている昨今、財務省高官のセクハラ疑惑やアメリカ発祥の#MeToo運動など「被害を告発する」動きも出ています。しかし、現状はどうでしょうか？

職場等で不快に感じる性的な言動を受けても拒絶できなかったり、我慢したりしている例が多いのではないのでしょうか？

セクハラは個人の能力発揮に悪影響を及ぼし、企業のモラル低下をも招きます。

この講座では、弁護士を講師に招き、セクハラはなぜ起きるのか、根本的な原因と背景はどこにあるのか、被害者にも加害者にもならないためどうすればよいのか等を学びます。

**2018年12月21日(金)**

**14:00～16:00**

**場所** 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階 大セミナールーム

**対象** 市内外企業労働者及び一般市民

**定員** 150人 **託児** あり(6カ月～就学前まで) ※事前予約 1人 500円

**申込み** 11月17日(土)受付開始

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 相談室

\* TEL または FAX 093-583-5197

\* インターネット申込み可

お申し込みの際は<①氏名 ②住所 ③電話番号 ④職業 ⑤年齢 ⑥託児利用の有無>をお伝えください。FAXでのお申込みは、館内にあるチラシの裏面(FAX申込み用紙)をご利用ください。